

給水装置図面の閲覧方法について

申込方法

別紙の「**給水装置図面等情報提供申込書**」を提出してください。このとき、申込者本人であることが確認できるものを提示してください。(運転免許証等)

代理人の方が申し込む場合は、原則として、同意書欄に所有者の署名・押印が必要となります。

提供できる情報

- ・給水装置工事竣工図
- ・使用材料及び付近見取図
- ・その他給水装置に関する指導等を行うために必要な公文書

申込書がなくても閲覧・コピーできるもの

- ・給水戸番図（水栓番号表示のないもの）
(配水管の位置・口径、給水管の位置、水道メーター等がわかります)
ただし、情報が適正に「給水戸番図」に反映されていない場合がありますので、現地の状況を優先してください。

提供方法

- ・情報の提供は、閲覧又は写しの交付（コピー）によるものとします。
- ・コピー代は、有料です。
- ・申込書の受領、情報の提供は、廿日市事務所1階お客さまセンターにおいて行います。
- ・申込書の提供を受けたときは、速やかに当該情報を提供します。ただし、情報提供の準備に時間を要する場合もあります。

所有者の同意について

相続・売買等により、所有者に変更がある場合は、「**給水装置所有者変更届**」により、所有者の変更が必要ですのでご注意ください。

問い合わせ先

廿日市市串戸五丁目10番15号
広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所 お客さまセンター
電話：0829-32-2286
営業時間 平日：月～金 午前8:30～午後5:15